

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 環境に関する県民等意識調査事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部環境生活政策課政策企画係

電話番号：058-272-1111(内2913)

E-mail：c11260@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,195 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	3,195	0	0	0	0	0	0	0	3,195
決定額	3,195	0	0	0	0	0	0	0	3,195

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

「岐阜県環境基本条例」第10条に基づき策定を行っている「岐阜県環境基本計画」について、5年毎に改定を行っており、現行の第6次計画が令和8年3月に終期を迎えることから、第7次計画(令和8年度～)の策定に向けて環境に関する県民等の意識調査を行うもの。

過去の改定時にも同様の調査を行っており、計画の策定にあたり、当調査により県民等の環境に対する意識の変化・トレンドを把握し、次期計画に的確に反映する必要がある。

(2) 事業内容

環境に関する県民等意識調査を実施(毎回改定年度の前年に実施)

- ・時 期 令和6年10月～(予定)
- ・調査地区 岐阜県全域
- ・調査対象 県内在住の18歳以上の男女 2,000名
 県内の環境関係団体 138団体
 県内に本店を有する従業員数50名以上の企業 200社

(3) 県負担・補助率の考え方

県環境基本計画の策定にかかる費用であり、県負担が適当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	3,195	企画、設計、データ抽出、発送整理、集計等
合計	3,195	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県環境基本条例第10条

知事は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

(2) 国・他県の状況

- ・国 「環境基本法」の制定（H5.11.19 法律91）
 - 第1次「環境基本計画」の策定（H6.12）
 - 第2次「環境基本計画」の策定（H12.12）
 - 第3次「環境基本計画」の策定（H18.4）
 - 第4次「環境基本計画」の策定（H24.4）
 - 第5次「環境基本計画」の策定（H30.4）
- ・県 「岐阜県環境基本条例」の制定（H7.3.23 条例9）
 - 第1次「岐阜県環境基本計画」の策定（H8.3）
 - 第2次「岐阜県環境基本計画」の策定（H13.3）
 - 第3次「岐阜県環境基本計画」の策定（H18.3）
 - 第4次「岐阜県環境基本計画」の策定（H23.3）
 - 第5次「岐阜県環境基本計画」の策定（H28.3）
 - 第6次「岐阜県環境基本計画」の策定（R3.3）
- ・他県 全てで策定

(3) 後年度の財政負担

第8次計画の策定（令和12年度）に合わせ、その前年に調査を実施予定

(4) 事業主体及びその妥当性

岐阜県環境基本条例により、知事が計画を策定することとされている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

第7次岐阜県環境基本計画の素案を作成するまでに、県民等の環境に対する意識・トレンドの把握を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

当事業は、岐阜県環境基本計画の策定のために5年に1回意識調査を行うものであり、指標の設定にはなじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和3年度	指標① 目標： _____ 実績： _____ 達成率： _____ %
令和4年度	指標① 目標： _____ 実績： _____ 達成率： _____ %
令和5年度	指標① 目標： _____ 実績： _____ 達成率： _____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p>	
<p>(評価)</p> <p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県環境基本条例第10条により、知事は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本計画を定めなければならないとされている。 ・ 県民等を取り巻く環境は大きく変化していることから、県民等の環境に対する意識・トレンドを正確に把握し、次期計画に反映させるため、当該事業は必要である。
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p>	
<p>(評価)</p>	
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p>	
<p>(評価)</p>	

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 得られた結果について、どのように岐阜県環境基本計画や各事業に反映させていくかが課題</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 得られた結果を元に、必要とされている施策を見極め、県民ニーズに即した事業展開を図ることで、県全体の環境に対する意識の向上に取り組んでいく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	<p>【〇〇課】</p>
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	